

5月は消費者月間 ID 1004872



今年度の消費者月間のテーマは「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 どのグリーンにする？」です。私たちの日々の行動を見直し、地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動を始めましょう。

また、この機会に、日常に潜む消費生活トラブルに遭わないよう、消費生活に関する知識を深めましょう。

☎消費生活センター ☎(616) 1561

■消費者トラブル事例などを紹介 消費生活パネル展

▼期間・会場 5月9日まで＝うつのみや表参道スクエア5階（馬場通り4丁目）、5月19～23日＝市役所1階市民ホール。

■知識を深めよう 消費生活出前講座

▼内容 消費生活相談員による消費者トラブルの事例や対処法などについての講話、消費者団体による寸劇など。

▼申込期限 開催希望日の1カ月前。

▼申込方法 電話で、消費生活センターへ。

■不安に感じたら消費生活センターに相談 悪質商法、契約トラブル、不当表示、製品事故、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付けています（下の記事参照）。トラブルに遭った場合は、すぐに消費生活センター（うつのみや表参道スクエア5階）☎(616) 1547（相談専用）へ。

「迷惑電話が減った」などの声があります／

特殊詐欺撃退機器などの購入費を補助

ID 1018845

▼対象 市内在住の65歳以上で、次のいずれかに当てはまる世帯。①65歳以上のみ②家族と同居しているが、65歳以上の人のみとなる時間帯がある。

▼対象機器 特殊詐欺撃退機能※1のある電話機または電話機に外部接続可能な機器。

▼補助金額 機器の購入費用（取り付け費用を含む）の4分の3（最大1万円）。

▼申込方法 消費生活センターに置いてある申込書（市☎からも取り出し可）に必要事項を書き、直接または郵送で、〒320-0026馬場通り4丁目1-1、消費生活センターへ。

▼その他 申請は市内の店舗で機器を購入した後に行ってください。また、補助を受けるには、過去に一度もこの補助を受けていないなどの条件があります。詳しくは、消費生活センターへ。



▲市☎

こんな相談が寄せられています 消費生活センターにご相談ください ID 1004875

☎消費生活センター ☎(616) 1547（相談専用）

【事例1】

身に覚えのない料金の請求など

大手通信事業者から、未納料金があるため連絡を求めるSMS※2が届いた。連絡すると、本日中に支払わないと法的手続きに移ると言われた。指示された通りにコンビニで電子マネーを購入し、その番号を相手に伝えたが、後日、架空料金請求詐欺だと分かった。

アドバイス

- ▼「コンビニエンスストアで、電子マネーを購入して」と言われたら詐欺を疑う。
- ▼メールなどに記載されているURLや電話番号などには絶対に連絡しない。

【事例2】

定期購入トラブル

スマートフォンで「定価1万円の化粧品が初回限定で500円」という広告を見つけ注文した。その後も商品が届くので、確認したところ、全4回の定期コースになっていて、解約する場合は解約手数料が必要だと言われてしまった。

アドバイス

- ▼1回限りの商品なのか、定期購入の商品なのかを購入前によく確認する。
- ▼通信販売にクーリング・オフ※3はないので注意する。
- ▼広告の記載内容や最終画面をスクリーンショットなどで保存しておく。

【事例3】

SNS型ロマンス詐欺

SNS上で知り合った女性とメッセージを重ねるうち恋愛感情を抱くようになった。その女性から「2人の将来のためにお金を貯めよう。必ずもうかる」と言われ、投資アプリを進められた。この話を信じ、女性の指定する口座に200万円振り込んだが、その後、女性と連絡が取れなくなった。

アドバイス

- ▼実際に会ったことがない人からお金の話をされたら要注意。
- ▼「投資」に誘導されたら要注意。

※1 着信前に、自動で電話相手に「通話内容を録音します」などの警告を流し、自動的に通話を録音する機能など。

※2 ショートメッセージサービス。

※3 特定の取引の場合、契約の申し込みや契約の締結をした後に、一定期間であれば、無条件で契約の申し込みを撤回・解除できる制度。